

都道府県遊漁・海面利用業務担当者 殿

「知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会」
の開催状況等について

本件については、「知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会の開催について（周知依頼）」（令和6年4月2日付、国土交通省海事局安全政策課船舶安全基準室長事務連絡）を都道府県遊漁・海面利用業務担当者の皆様に送付し、本件検討会の開催についてお知らせするとともに、遊漁船事業者への周知について協力依頼の連絡をさせていただいたところです。

同検討会については、現在までに4回開催しているところであり、上記事務連絡に掲載された国土交通省のHPにおいて掲載されているところですが（参考参照）、関係省庁として参加している当室の所見として、今後の予断は出来ないものの検討は収斂に向かいつつあると感じています。

本件は遊漁船の安全運航に大きく影響するところ、国としても周知に尽力することになりますが、都道府県の御担当各位におかれては、同検討会の現状について、遊漁船業者や遊漁船業団体に周知していただくようご協力をお願いします。

なお、全国漁業協同組合連合会に対しても同様の協力要請をしていることを申し添えます。

記

1. 検討会の概要等

(1) 第1回（令和6年3月18日開催）

開催経緯、全体的なスケジュール等の説明後、法定無線設備、非常用位置等発信装置及び改良型救命いかだ等の設置、水密性の確保について対策の方向性及び遊漁船への適用案等について説明。

(2) 第2回（令和6年4月12日開催）

・遊漁船にも一般旅客船と同様に、航行区域に応じ、法定無線設備搭載の義務を適用。

・遊漁船の業務実態を踏まえ、改良型救命いかだ等の搭載に代わり、万が一の際に確実かつ早急に救助が行える方法（改良型救命いかだ等の搭載を要しない方法）について、その担保方法も含め検討。

(3) 第3回（令和6年4月25日開催）

・遊漁船にも一般旅客船と同様に、航行区域に応じ、非常用位置等発信装置搭載の義務を適用。

・改良型救命いかだ等については、航行時に伴走船を伴う船舶や伴走船・救助船として活用時に限った運用について合意。

(4) 第4回（令和6年5月13日開催）

改良型救命いかだ等について以下に該当する場合は搭載を要しないことについて合意（①は第2回、②―1は第3回検討会時に協議済み）。

- ① 一定の水温を下回る時期等に航行しない船舶（これまでの特例と同じ）
 - ②―1 航行時に伴走船を伴う船舶（一部変更：伴走船は、営業船の最大搭載人員を救助できる範囲で旅客の搭載が可能）
 - ②―2 船団で航行する船舶（新設：船団で共に航行する僚船は出航から帰港まで常に船団を視認できる範囲内で航行等）
 - ③ 船内に浸水しないように措置された船舶（一部変更：全通水密甲板又は不沈構造を有する船舶）
 - ④ 母港から5海里以内を航行する船舶（これまでの特例と同じ）
 - ⑤ 救助船を配備している船舶（一部変更：救助船が最低水温に応じた一定の時間内に現場に到着可能等）
- (5) 安全設備の義務化の適用日
本検討会で検討はせず、対象設備の供給状況等を踏まえて国土交通省が検討する予定。

2. 今後の予定

第5回は5月27日に開催し、改良型救命いかだ等の安全性に関する質疑応答を行った後、隔壁の水密化等について議論をする予定であり、後日本検討会における取りまとめを行う予定。

(参考) 検討会の資料等の公表先

国土交通省 HP「知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会」 https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000057.html

※水産庁 HP「遊漁の部屋」においても国土交通省 HP のリンク先を掲載